

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

別紙

地方自治法施行令第167条の2第1項第9号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
落札者が契約を締結しないとき。	- 競争入札の執行状況 指名競争入札にて落札者を決定したが、 契約前に落札者が契約を辞退した。 - 契約を締結しない旨の意思表示があった日 令和7年12月25日 - 契約を締結しない旨の意思表示の方法 契約辞退届（別添）の提出 - 契約を締結しない理由 完了予定であった別の工事において、本工 事応札後に追加工事が発生し、同工事への 専任義務により、技術者を本工事へと廻す ことができなくなり、実施に必要な技術者 を確保できなくなったため - 特定の者が契約の相手方として適当であ ることの説明 後藤水道株式会社は、指名競争入札にお ける次点入札者であり、契約先として適 当である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。